

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	宇佐市

宇佐市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宇佐市林業水産課林業係
所在地 大分県宇佐市大字上田1030-1
電話番号 (直通) 0978-27-8163
(代表) 0978-32-1111
FAX番号 0978-32-2331
メールアドレス ringyou05@city.usa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	宇佐市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲、麦、野菜、果物	6,485千円 5.02ha
シカ	稲、麦、針葉樹、 広葉樹、特用林産物	5,707千円 3.42ha
アナグマ、タヌキ アライグマ	果物、イモ類、野菜	63千円 0.01ha

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシに関しては、山林に隣接した農地を中心に市内全域で恒常的に被害がみられ、稲の食害や押し倒しの被害が特に激しく、野菜、果物等の食害や、田の畦の掘り起こし被害を受けている。</p> <p>また、近年平野部においても被害が見られるようになった。</p> <p>○シカに関しては、山間部を中心に、スギ、ヒノキ、クヌギなどの林産物の若芽の食害や皮剥ぎ被害、稲や果物の食害を受けている。</p> <p>また、近年原木椎茸のほだ場において食害を受けている。</p> <p>○アナグマ、タヌキに関しては、単独で行動し人家近くまで出没して、特に果物類の食害や糞害が激しい。</p> <p>○アライグマに関しては、山林に隣接した農地を中心に被害が見られるようになり主にブドウの食害を受けている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

被害金額の目標

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	6,485 千円	5,836 千円
シカ	5,707 千円	5,136 千円
アナグマ、タヌキ アライグマ	63 千円	56 千円

被害面積の目標

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	5.02 ha	4.51 ha
シカ	3.42 ha	3.07 ha
アナグマ、タヌキ アライグマ	0.01 ha	0.01 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○猟友会による有害鳥獣捕獲班を12班編成。 ○有害鳥獣捕獲や捕獲箱管理の委託、捕獲箱の導入、捕獲報償金を助成し、被害の発生を未然に防ぐための予察捕獲や捕獲依頼による捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣捕獲班員の減少や高齢化が進んでおり、銃砲所持規制強化等もあり捕獲員の確保が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○防護柵を効果的に設置するため、個人で設置するのではなく集落全体で電気柵や鉄線柵の設置を推進し補助を実施。 ○有害鳥獣を寄せ付けない環境整備や効果的な防護柵の設置等を推進するための学習会や集落点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防護柵を設置しただけでは被害防止の解決にならないことや、効果的に被害防止を実施するために、集落全体で有害鳥獣を寄せ付けない環境整備の意識改革や、防護柵設置後の管理等の体制づくりを推進する必要がある。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○集落単位で放任果樹等の撤去や有害鳥獣を寄せ付けない環境整備（緩衝帯の除草等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記と併せて、集落・農地と山林の間の樹木等の伐採・枝払い、雑草等の刈払いにより緩衝帯の設置が効果的であるが、管理に要する人員や費用の確保が課題である。

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣による農林水産物への被害対策は、集落対策・防止対策・捕獲対策の3本柱で実施する。</p> <p>集落対策としては、有効的な防護柵の設置や維持管理、鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり等、有害鳥獣から集落全体を守ることを目的に集落講習会を開催するとともに、専門的知識を有する者及び鳥獣被害対策実施隊の協力のもと、集落現況調査を実施する。防止対策としては、有害鳥獣を農地等に侵入させない防護柵の設置を推進し、農林産物の被害軽減を図る。また、生息環境管理として、部落単位で放任果樹等の撤去や緩衝帯の樹木等の伐採や枝払い、雑草等の適正管理を行い、有害鳥獣を寄せ付けないよう適正管理を行う。捕獲対策としては、捕獲員確保のために初心者狩猟講習会費を助成し、また捕獲意欲高揚のために報償金の支給を行ない、捕獲圧の増加を図る。さらに、国の「ジビエ利用拡大に関する対応方針」により、捕獲個体のジビエ利用を促進する。近年、アライグマによる農作物等被害が拡大しているため、宇佐市アライグマ防除実施計画により捕獲対策を図り、被害の解消及びアライグマの撲滅に努める。</p> <p>有害鳥獣による農林水産物被害軽減を図るため、中津市、豊後高田市、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町及び上毛町の各鳥獣被害防止対策協議会、自治体の広域連携により、鳥獣被害防止柵の設置、捕獲の担い手の育成・確保及び鳥獣捕獲体制の強化を図る。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>有害鳥獣捕獲班で、被害発生予察による計画捕獲を実施する。 捕獲班は、5人以上で編成し班長を定める。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度	イノシシ、シカ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲箱の導入 ・初心者狩猟講習会費に対する補助 ・アライグマ捕獲と安全に関する講習会 ・捕獲個体のジビエ利用
R6年度	イノシシ、シカ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲箱の導入 ・初心者狩猟講習会費に対する補助 ・アライグマ捕獲と安全に関する講習会 ・捕獲個体のジビエ利用
R7年度	イノシシ、シカ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲箱の導入 ・初心者狩猟講習会費に対する補助 ・アライグマ捕獲と安全に関する講習会 ・捕獲個体のジビエ利用

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p>
<p>○令和3年度における有害捕獲実績は、イノシシ1,844頭、シカ3,686頭となっている。 イノシシ・シカについては、柵の設置及び捕獲推進の効果により被害が減少している地域はあるものの、被害がこれまでなかった平野部においても発生しており、山間部だけでなく対象範囲を拡大して捕獲圧をかけることにより、被害の減少を図る。また、被害・目撃情報が増加しているアライグマ等の鳥獣についても、これまで以上の捕獲圧をかけることで被害拡大を防止する。 ○集落周辺に出没する鳥獣を計画的に捕獲する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,000 頭	2,000 頭	2,000 頭
シカ	3,800 頭	3,800 頭	3,800 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アナグマ、タヌキ アライグマ	450 頭	450 頭	450 頭

捕獲等の取組内容
<p>○4月～10月を中心に計画捕獲を実施する。</p> <p>○捕獲圧を高めるために11月から3月までの猟期期間も計画捕獲を実施する。</p> <p>○捕獲箱を導入することにより農繁期のイノシシ捕獲を強化する。</p> <p>○広域連携による捕獲対策強化を図るため、縣市町境界を中心とした一斉捕獲に取り組む。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宇佐市	イノシシ、シカ等 (平成7年4月1日許可権限委譲済)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ 電気柵	8,000 m	8,000 m	8,000 m
イノシシ・シカ 鉄線柵・ネット柵	40,000 m	40,000 m	40,000 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落による侵入防止柵周辺の草刈や緩衝帯等の設置。 ・猟友会による有害鳥獣の捕獲及び追い払い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落による侵入防止柵周辺の草刈や緩衝帯等の設置。 ・猟友会による有害鳥獣の捕獲及び追い払い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落による侵入防止柵周辺の草刈や緩衝帯等の設置。 ・猟友会による有害鳥獣の捕獲及び追い払い。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

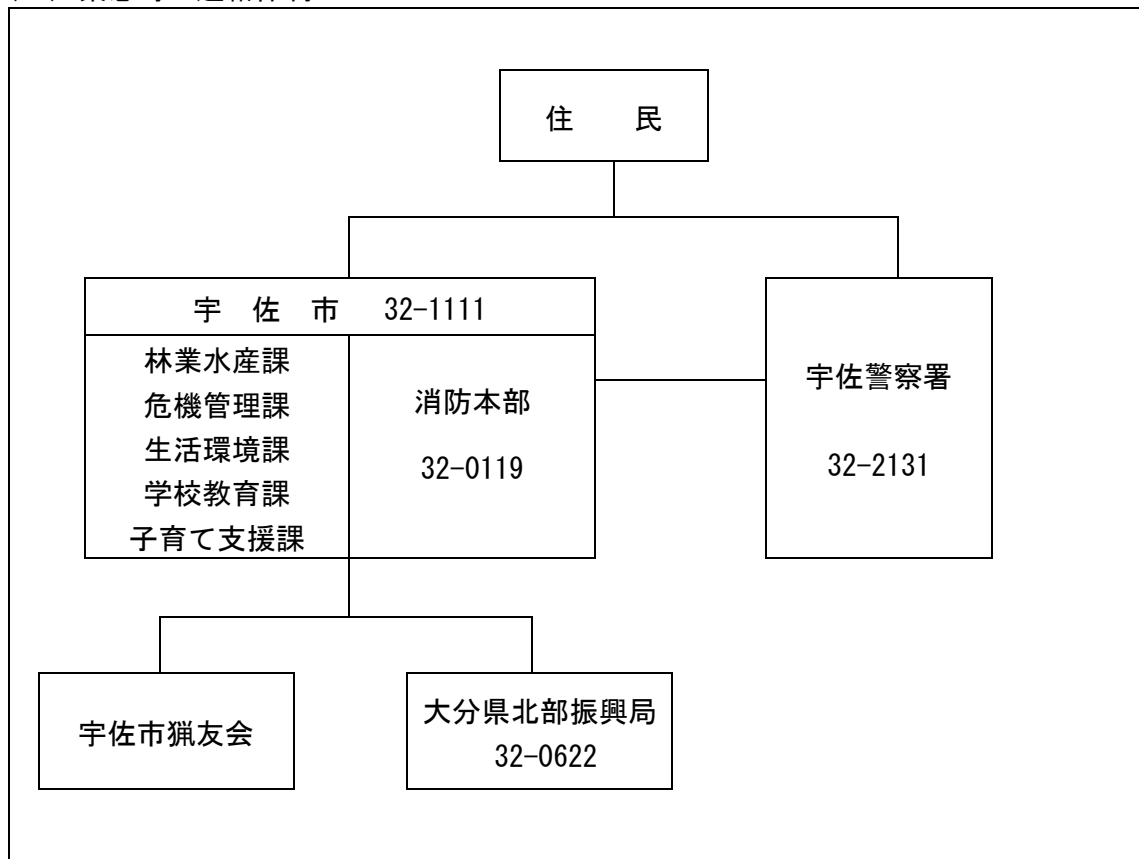
年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度	イノシシ シカ アナグマ タヌキ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落単位で放任果樹等の撤去や有害鳥獣を寄せ付けない環境整備（緩衝帯の除草等）、被害防止柵の効果的な設置及び管理等の被害防止研修会を開催する。 ・猟友会による有害鳥獣の捕獲及び追い払い。 ・アライグマ問題の正しい知識普及及び防除方法等の講習会の開催。 ・長期にわたり住宅街に野生動物が出没した際、野生鳥獣対策会議を開催し、対策を協議する。
R6年度	イノシシ シカ アナグマ タヌキ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落単位で放任果樹等の撤去や有害鳥獣を寄せ付けない環境整備（緩衝帯の除草等）、被害防止柵の効果的な設置及び管理等の被害防止研修会を開催する。 ・猟友会による有害鳥獣の捕獲及び追い払い。 ・アライグマ問題の正しい知識普及及び防除方法等の講習会の開催。 ・長期にわたり住宅街に野生動物が出没した際、野生鳥獣対策会議を開催し、対策を協議する。
R7年度	イノシシ シカ アナグマ タヌキ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落単位で放任果樹等の撤去や有害鳥獣を寄せ付けない環境整備（緩衝帯の除草等）、被害防止柵の効果的な設置及び管理等の被害防止研修会を開催する。 ・猟友会による有害鳥獣の捕獲及び追い払い。 ・アライグマ問題の正しい知識普及及び防除方法等の講習会の開催。 ・長期にわたり住宅街に野生動物が出没した際、野生鳥獣対策会議を開催し、対策を協議する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
大分県北部振興局		情報の収集、追い払い
宇佐警察署		情報の収集、追い払い
宇佐市猟友会		鳥獣の捕獲、追い払い
宇佐市	林業水産課 危機管理課 生活環境課 学校教育課 子育て支援課	情報の収集、関係機関への連絡・調整、追い払い
	消防本部	情報の収集、被害者の保護

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家処理及び食肉加工施設において食肉等として一部利用、それ以外は埋設または焼却する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<ul style="list-style-type: none">・イノシシの食品等としての利用・食肉加工施設において、精肉として利用するほか加工食品として利用。・学校給食等での、ジビエ利用。・これまで廃棄していた部位の加工食品としての有効活用の検討。
ペットフード	<ul style="list-style-type: none">・犬、猫等のペット用にシカ肉を加工（ジャーキー）して利用。
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

民間の処理加工施設において、シカの年間処理頭数 500 頭を目標としジビエ利用の拡大を図る。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ処理の講習会のほか、有識者や企業等を講師とした研修会を開催し、処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

【宇佐市鳥獣被害対策協議会】

構成機関の名称	役 割
大分県農業共済組合北部支所 大分県農業協同組合北部事業部 宇佐地区森林組合	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
宇佐市猟友会	有害鳥獣捕獲
認定処理加工施設	鳥獣の処理加工
大分県北部振興局	オブザーバー
宇佐市	被害防止に関する情報提供、協議会事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
大分北部地域鳥獣被害現地対策本部	有害鳥獣捕獲、集落点検活動等被害防止対策に関する情報提供
大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会	広域連携、情報交換、被害防止、有害鳥獣の捕獲
大分ジビエ振興協議会	捕獲個体の適正な処理加工による安定供給体制・販売体制の強化

【大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会】

構成機関の名称	役 割
中津市鳥獣被害対策協議会	被害防止対策の普及啓発
宇佐市鳥獣被害対策協議会	被害防止対策の普及啓発
豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
行橋市鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
豊前市鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
苅田町	被害防止対策の普及啓発
みやこ町鳥獣害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
築上町	被害防止対策の普及啓発
上毛町鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
大分県北部振興局	被害防止対策の普及啓発

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊による集落点検を行い、有害鳥獣を寄せ付けない環境整備や被害防止施設の設置方法等の被害防止対策を推進する。

また、鳥獣被害対策実施隊には民間隊員を導入し捕獲活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に（協議会構成員が）積極的に参加することにより、鳥獣被害対策アドバイザーの認定を受けて、鳥獣被害対策実施隊として被害防止対策を推進する。また、農業共済組合や大分県北部振興局からの被害状況及び被害防止柵設置要望などについても情報収集を図るなど連携する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲及び追い払い活動等の実施にあたっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。